

静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成15年静岡市条例第288号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「前2項に規定するもののほか」を「機関員報酬は」に、「には」を「に支給するものとし、その額は」に、「の機関員報酬を支給する」を「とする」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 出動報酬は、別表第2の左欄に掲げる職務に従事したときに支給するものとし、同欄に掲げる職務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

第6条第2項中「該当する場合」を「該当する場合における年額報酬の額」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「団員には」を「年額報酬は、年度ごとに支給するものとし」に、「の年額報酬を年度ごとに支給する」を「とする」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

団員の報酬は、年額報酬、出動報酬及び機関員報酬とする。

第7条第1項を削り、同条第2項中「前項の場合を除き、」を削り、「ときは」の次に「、その費用弁償として」を加え、「に相当する費用を弁償する」を「との権衡を考慮して市長が定める額を支給する」に改め、同項を同条とする。

第11条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

出勤報酬

職務		支給額（1日につき）
災害出勤	4時間未満	4,000円
	4時間以上	8,000円
災害出勤以外の活動	4時間未満	2,000円
	4時間以上	3,500円

備考 出勤時間が24時間を超えるときは、出勤の開始から24時間ごとに1日として区切り、各日の出勤時間に応じて支給額を計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日から同日以後に引き続く職務に従事した場合における報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。